

# 令和8年度版 山口市一般廃棄物処理業許可の手引

## 目次

手引作成の目的、廃棄物の基本的な知識	1
山口市の一般廃棄物収集運搬業許可制度について	3
山口市の一般廃棄物処分業許可制度について	6
収集運搬業に係る遵守事項	7
収集運搬業に係る遵守事項（し尿及び浄化槽汚泥）	11
処分業にかかる遵守事項	12
一般廃棄物処理業の許可に関する手続き	13
不適正処理の防止	14

## 市ウェブサイト関連ページ

山口市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する手続きについて <a href="https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/138024.html">https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/138024.html</a>	
山口市ごみ収集カレンダー <a href="https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/gomisigen/list184.html">https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/gomisigen/list184.html</a>	
山口市事業系ごみの分け方・出し方 <a href="https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/1321.html">https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/1321.html</a>	

<令和8年3月発行>

山口市環境部資源循環推進課

〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地（山口市清掃工場 2 階）

TEL:083-941-2185 E-mail:shigen@city.yamaguchi.lg.jp

## 手引作成の目的

廃棄物は「汚れたもの、いらぬもの」であるため、「ぞんざい」に扱われやすく、不適切な方法で処理すると環境汚染や人体への危害が生じる可能性があります。廃棄物処理法では、こうしたリスクを防止するため、他人の廃棄物を処理することは一般的に禁止され、廃棄物処理業許可制度が設けられています。このようなことから、許可業者は適切な方法で廃棄物処理を行うことが求められるとともに、社会的に重要な役割を担っています。

本手引は、法令に規定されたもののほか、本市における一般廃棄物処理業許可の取扱いに関する必要な事項を定め、とりまとめたもので、許可業者が適正に廃棄物処理業を行うための一助となるよう作成したものです。実際の業務にあたっては、本手引のほか、各種法令、「山口市ごみ収集カレンダー」及び「山口市事業系ごみの分け方・出し方」を参考としてください。

本手引は年度版とし、毎年3月に発行しますので、常に最新の手引をご覧ください。

※ 本手引の作成に伴い、「山口市一般廃棄物（ごみ等）収集運搬業許可取扱要綱」及び「山口市一般廃棄物処分業許可取扱要綱」は廃止しています。

## 廃棄物の基本的な知識

### 1 廃棄物の定義と分類

廃棄物処理法では、廃棄物は「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と定義されています。

また、廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されており、一般廃棄物は市町村が処理責任を負うこととなっていますが、産業廃棄物は排出事業者自らが処理責任を負っています。

#### (1) 一般廃棄物

産業廃棄物以外のもの

#### (2) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類のもの

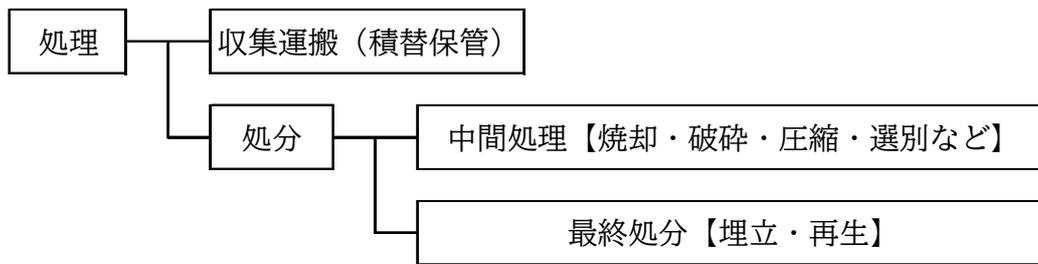
※ 廃棄物の分類については、「山口市事業系ごみの分け方・出し方」を参照してください。

### 2 廃棄物の処理とは

廃棄物の処理は、「収集運搬」と「処分」に分類されます。

収集運搬は、車両で排出場所からごみを集めて処理施設まで運ぶことを言います。

処分は、「中間処理」と「最終処分」に分類されます。最終処分は、埋立及び再生のことをいいます。中間処理は、ごみを安全かつ効率的に処分するために最終処分の前段階で行われるもので、焼却・破碎・圧縮・選別等を行います。



- 積替保管…収集運搬の途中で一時保管や別車両への積替を行うこと。
- 焼却…ごみを燃やして減量化すること。
- 破碎…ごみを細かく砕いて容積を少なくすること。
- 圧縮…ごみを圧力で固めて容積を少なくすること。
- 選別…異物を取り除いたり、ごみを品目別に分けること。
- 埋立…ごみを地面に埋めること。
- 再生…廃棄物を資源化し、有価物に再生すること。

### 3 廃棄物と有価物

廃棄物処理法は、廃棄物でないもの、いわゆる「有価物」には基本的に適用されません。そのため、廃棄物処理法に違反している場合の言い逃れとして、廃棄物を有価物であると言い張るケースがあります。

有価物は、わかりやすく言えば「お金を出して他人が買ってくれるもの」であり、収集運搬業者が相手方から代金を徴収して引き取ったものは廃棄物となります。最終的にリサイクル業者等が買い取ってくれるものでも、**売り払うまでの運搬や保管**は廃棄物として取り扱ってください。

また、収集運搬業者が相手方から買い取ったものでも、**長期間にわたり売却できず、乱雑に放置されている場合**は、廃棄物とみなされます。

廃棄物と有価物の判断に迷った場合は、**安易に有価物であると判断せず**、廃棄物として適正に扱うよう留意してください。

### 4 一般廃棄物処理業許可制度

一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする場合は、市町村長の許可を受ける必要があります。処理業許可は収集運搬業許可と処分業許可とに分かれています。

また、産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする場合は、**都道府県知事の許可**が必要です。

## 山口市の一般廃棄物収集運搬業許可制度について

### 1 一般廃棄物収集運搬業許可制度について

#### (1) 一般廃棄物収集運搬業許可のできること

- ① 許可された条件の範囲内での、一般廃棄物の排出場所から処理施設までの許可車両を使用した運搬
- ② 積替保管の許可を受けている場合は、積替保管場所での一時保管及び手選別

一般廃棄物の中間処理又は最終処分を行うには、一般廃棄物処分業の許可が必要ですが、積替保管における手選別（機械を使わない選別作業）は収集運搬業許可の範疇に含まれます。

#### (2) 一般廃棄物収集運搬業許可でできないこと

- ① 産業廃棄物の収集運搬
- ② 一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理及び最終処分
- ③ 許可された条件の範囲を逸脱した一般廃棄物の収集運搬
- ④ 許可を受けていない車両を使用した一般廃棄物の収集運搬
- ⑤ 積替保管の許可を受けていない場合の一時保管及び手選別

### 2 新規許可について

原則として、収集運搬業の新規許可は行いません。ただし、以下の場合に限り、新規許可を行います。

#### (1) 公共維持

国又は地方公共団体の委託を受けて行う道路、河川、施設等の清掃又は維持管理に伴う廃棄物の収集運搬

#### (2) 建設業

解体又はリフォーム工事を請け負った場合における工事現場に残された家具、家電等の残置物の収集運搬

#### (3) 特定品目

一般廃棄物のうち、木くず、草及び動植物性残渣のみの収集運搬

#### (4) 処理困難物

現在の収集運搬許可業者の能力で運搬することが困難な一般廃棄物の収集運搬

平成 26 年の最高裁判決で、「一般廃棄物処理業は自由競争に委ねられるものではなく、処理業の運営が安定的に確保されるよう、市町村長は需給の均衡及び既存の許可業者の事業への影響を考慮すべき」という判断が下されました。

こうしたことから、山口市においては、一般廃棄物の排出量が減少傾向にあり、現状の収集運搬業者の能力で十分に対応可能であることから、平成 27 年 10 月より、一部の限定許可を除いて新規許可は行わない方針を定めています。

### 3 許可更新について

一般廃棄物収集運搬業の許可期間は2年間です。引き続き許可を受ける場合は、許可期間が終了する日の3か月前から45日前までの間に許可更新申請をしてください。

許可期間が終了する日までに許可更新申請が行われなかった場合には、許可の効力が失われ、その後は新規許可の扱いとなります。本市では、原則として新規許可は行いませんので、許可更新申請を忘れないよう、十分にご注意ください。

### 4 変更許可、変更届について

積替保管場所の設置、事業範囲の変更、事業の廃止又は許可申請の事項を変更するときは、変更許可申請又は変更届が必要です。（詳しくは13ページ参照。）

なお、原則として、上記2(1)～(4)に掲げる限定許可を除き、事業範囲（取扱い廃棄物、許可対象区域）の追加は認めません。

### 5 許可車両について

一般廃棄物は、許可を受けた車両でのみ運搬することができます。

原則として、収集運搬車両の増車は認めません。ただし以下の場合には、用途を限定して増車を認めます。

- (1) 上記2(1)～(4)に掲げる内容に限定して使用する場合
- (2) 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者が、高齢・障がい者世帯に対するごみ出し支援を目的とした定期的な家庭ごみの戸別収集に使用する場合

### 6 許可基準について

許可を受けるには、次の基準をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 一般廃棄物の飛散・流出、悪臭の漏れのおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替保管施設を有する場合は、一般廃棄物の飛散・流出、地下への浸透、悪臭の発散に必要な措置を講じた施設であること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬を的確に行える知識及び技能を有すること。  
申請日から起算して過去2年以内に、一般財団法人日本環境衛生センターの「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を受講していただくことで、知識及び技能を有すると判断しています。  
講習は、事業主、役員、処理業に従事する従業員のいずれかの者が受講してください。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬を的確に継続して行える経理的基礎を有すること。
- (5) 廃棄物処理法第7条第5項第4号に規定する欠格要件（5ページ参照）に該当しないこと。
- (6) 申請者が、原則として市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に本店又は本社を有する者）であること。ただし、上記2(1)～(4)に掲げる限定許可についてはこの限りではありません。
- (7) 申請者自ら一般廃棄物収集運搬業を行うものであること。（再委託及び名義貸しは禁止。）

●欠格要件（概略）

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁固以上の刑に処せられ、その執行後5年を経過しない者
- ニ 廃棄物処理法、浄化槽法、その他の環境法令及び暴力団対策法に違反し、又は刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）もしくは暴力行為等処罰法（集团的暴行・脅迫、常習的暴行・脅迫）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行後5年を経過しない者
- ホ 廃棄物処理法、浄化槽法の業の取消処分後5年を経過しない者（処分を受けた法人の役員に関しては、取消の理由が「重大違反」かどうかによって、その取扱いが異なる。）
- ヘ 業の許可の取消にかかる聴聞通知があった日からその処分をする日までの間に事業廃止の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの
- ト への通知の日前 60 日以内にその法人の役員もしくは使用人であった者で、届出の日から5年を経過しないもの
- チ 不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- リ 未成年者でその法定代理人が「イ～チ」に該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は使用人（本・支店の代表者、契約締結権限を有する者）のうちに「イ～チ」に該当する者があるもの
- ル 個人で使用人のうちに「イ～チ」に該当する者があるもの

## 山口市の一般廃棄物処分業許可制度について

### 1 新規許可について

原則として、処分業の新規許可は行いません。ただし、新たに資源化の推進に寄与するもの、及び市又は既存の処分業許可業者が処分できない品目については、品目を限定して新規許可を行います。

### 2 許可更新について

一般廃棄物処分業の許可期間は2年間です。引き続き許可を受ける場合は、許可期間が終了する日の3か月前から45日前までの間に許可更新申請をしてください。

許可期間が終了する日までに許可更新申請が行われなかった場合には、許可の効力が失われ、その後は新規許可の扱いとなります。本市では、原則として新規許可は行いませんので、許可更新申請を忘れないよう、十分にご注意ください。

### 3 変更許可、変更届について

処理施設の変更、事業範囲の変更、事業の廃止又は許可申請の事項を変更するときは、変更許可申請又は変更届が必要です。（詳しくは13ページ参照。）

### 4 許可基準について

許可を受けるには、次の基準をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 一般廃棄物の種類に応じ、処分に適する処理施設を有すること。
- (2) 保管施設を有する場合は、一般廃棄物の飛散・流出、地下への浸透、悪臭の発散に必要な措置を講じた施設であること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬を的確に行える知識及び技能を有すること。  
申請日から起算して過去2年以内に、一般財団法人日本環境衛生センターの「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を受講していただくことで、知識及び技能を有すると判断しています。  
講習は、事業主、役員、処理業に従事する従業員のいずれかの者が受講してください。
- (4) 一般廃棄物の処分を的確に継続して行える経理的基礎を有すること。
- (5) 廃棄物処理法第7条第5項第4号に規定する欠格要件（5ページ参照）に該当しないこと。
- (6) 申請者が、原則として市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に本店又は本社を有する者）であること。
- (7) 申請者自ら一般廃棄物処分業を行うものであること。（再委託及び名義貸しは禁止。）

### 5 処理施設の設置許可について

次のいずれかに該当する一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要です。

- (1) 1日あたりの処理能力が5トン以上の施設
- (2) 焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上の施設
- (3) し尿処理施設又は埋立処分場

## 収集運搬業に係る遵守事項

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集運搬にあたっては、以下の指示事項を遵守してください。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る遵守事項は 11 ページを参照してください。

### 1 一般廃棄物の収集運搬の基準

廃棄物処理法施行令第 3 条第 1 号の規定（一般廃棄物の収集運搬の基準）に従って適正に収集運搬を行うこと。また、積替保管の許可を得ている場合は、基準に従って適正に積替保管を行うこと。

#### ●収集運搬の基準（概略）

- (1) 一般廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- (3) 石綿含有一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、破碎しないように、かつその他ものと混合しないようにすること。

#### ●積替保管の基準（概略）

- (1) 積替保管は、周囲に囲いが設けられ、かつ積替保管場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 積替保管場所から一般廃棄物が飛散・流出、地下浸透、悪臭発散しないようにすること。
- (3) 積替保管場所に、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 一般廃棄物の保管は、次の場合を除き、行ってはならない。
  - ① あらかじめ、積替を行った後の運搬先が定められていること。
  - ② 搬入された一般廃棄物の量が、積替の場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
  - ③ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (5) 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 6）で定める高さを超えないようにすること。

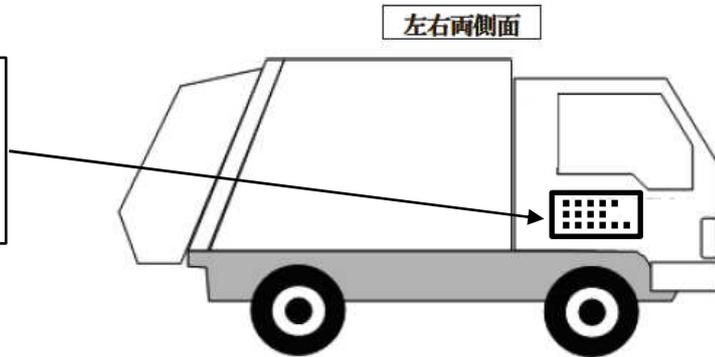
## 2 車両許可証（登録証）の携行及び許可車両の表示

- (1) 一般廃棄物の収集運搬を行うときは、車両許可証（登録証）を携行するとともに、許可車両の側面（ドアの両側）に業者名及び登録番号を容易に見えるように表示すること。
- (2) 車両許可証（登録証）が交付されていない車両を一般廃棄物の収集運搬に使用しないこと。

### 【表示例】

一般廃棄物収集運搬車  
 (株)▲▲▲▲  
 山口市登録番号〇〇-1

ドア部分への表示が困難な場合は、両側面の見えやすい位置に表示してください。



## 3 積替保管場所の表示

積替保管場所には、次の事項を表示した掲示板を設けること。

- (1) 保管する一般廃棄物の種類
- (2) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、保管の最高の高さ

### 【表示例】

一般廃棄物積替保管場所	
一般廃棄物の種類	びん・缶・木くず・家電4品目
管理者	山口県山口市□□□□ 株式会社□□□□ 代表取締役 □□□□
連絡先	083-□□□-□□□□
最大保管高さ	□□m

#### ●表示板のサイズ

縦 60cm 以上 × 横 60cm 以上

#### ●表示板の材質

鉄板、プラスチック板、木板等の  
耐久性のあるもの

#### ●表示の色

白地に黒で表示すること

## 4 帳簿の備付け

事業所ごとに、次の事項を記載した帳簿を備え付け、毎月末までに前月中における事項について記載を終えておくこと。また、この帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。

- (1) 収集又は運搬年月日
- (2) 収集区域及び受入先
- (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

## 5 山口市処理施設への搬入

### (1) 事業系・家庭系ごみ共通

- ① 山口市外で発生したごみを市の処理施設に持ち込まないこと。
- ② 産業廃棄物を市の処理施設に持ち込まないこと。
- ③ 山口市の分別区分に従って一般廃棄物を搬入すること。
- ④ 一般廃棄物が発生した区域に応じて、下表の処理施設に搬入すること。

搬入先 排出(積込)場所	清掃工場	不燃物中間 処理センター	リサイクル プラザ	阿知須清掃 センター	阿東クリーン センター
	可燃物	不燃物	資源物	可燃物 不燃物 資源物	可燃性粗大 不燃物 資源物
山口・小郡・秋穂・徳地地域	○	○	○	×	×
阿知須地域	○	○	○	○	×
阿東地域	○	○	○	×	○

※ 阿知須清掃センターに可燃物を搬入する際は、パッカー車での搬入はできません。透明又は半透明の袋に入れて搬入してください。

- ⑤ 受付で車両許可証(登録証)を提示すること。
- ⑥ 山口市清掃工場、山口市不燃物中間処理センター及び山口市リサイクルプラザに搬入する際は、市道氷上1号線(地図参照)を通行しないこと。



- ⑦ 不燃ごみを搬入する場合は、「不燃物搬入整理票※」を受付に提出すること。

不燃物搬入整理票(事業系ごみ・家庭系ごみ用)のダウンロード



市ウェブサイト「不燃物搬入整理票」

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/170172.html>

- ⑧ 搬入時の積荷検査に協力すること。運転手は積荷が誰のごみか、積込場所がどこかなどを把握した上で搬入すること。

⑨ 次の違反行為が確認された場合は廃棄物を持ち帰ること。

ア 上記①～④に違反した場合

イ 車両許可証（登録証）を携行していない、もしくは許可車両に表示をしていない場合

ウ 事業系一般廃棄物搬入許可を得ていない事業者の廃棄物を持ち込んだ場合

## (2) 事業系ごみの搬入

① 事業所からの委託を受けて一般廃棄物を搬入する場合は、当該事業所が取得している事業系一般廃棄物搬入登録証の写しを携行すること。

② 不燃ごみについては、「一般家庭で使用されるものと同等のもの」で、かつ事業所ごとに「一般家庭での排出と同程度の量」を超えない搬入量とすること。

③ 資源物のうち、缶・びん・ペットボトル・プラ製容器包装については、事業所ごとに「一般家庭での排出と同程度の量」を超えない搬入量とすること。

④ 複合素材の不燃ごみを搬入する場合は、素材ごとに解体・分別すること。（解体・分別は必ず排出（発生）場所か許可を受けた積替保管場所で行うこと。）

## (3) 家庭系ごみの搬入

① 家庭系ごみは、基本的に市が収集運搬を行うため、市が対応することができない以下のごみに限り、収集運搬すること。

ア 一時多量ごみ

イ ごみ集積所への排出が困難な世帯のごみ

ウ その他市で収集又は処分を行うことができないごみ

② 収集運搬業者が家庭系ごみを搬入した場合は、事業系ごみの料金が適用されるため、市の燃やせるごみ指定収集袋は使用しないこと。

③ 複合素材の不燃ごみを事業系ごみと混載で搬入する場合は、素材ごとに解体・分別すること。（家庭系ごみだけを搬入する場合は、解体・分別は不要。）

## 6 その他

(1) 次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市に報告すること。

① 一般廃棄物の処理に関し、事故等が発生した場合

② その他生活環境の保全上又は公衆衛生上、重大な影響が生じた場合

(2) 車両、資機材及び従業員の服装等は清潔に保ち、車両の洗車をする場合は、ごみ・汚水等が飛散・流出しないよう措置を講じること。

(3) 各種法令を遵守するとともに、住民に迷惑をかけたり、住民からの信頼を損なったりするような行為は厳に慎むこと。

(4) 一般廃棄物処理業許可証は、営業所（事務所）内の見えやすいところに掲示すること。

(5) その他市長から指示があった事項を遵守すること。

## 収集運搬業に係る遵守事項（し尿及び浄化槽汚泥）

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にあたっては、以下の指示事項を遵守してください。

なお、7ページの「1 一般廃棄物の収集運搬の基準」、8ページの「2 車両許可（登録証）の携行及び許可車両の表示」及び「4 帳簿の備付け」、10ページの「6 その他」の指示事項については、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬についても、同様に遵守してください。

### 1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

- (1) 収集業務は計画的に行い、停滞が生じないようにすること。
- (2) 業務を実施する際は、従業員の身分を示す従業員証等を携行すること。
- (3) 収集を行う際は、あらかじめ定めた料金表を遵守するとともに、計量の際に不正、不適切及び不誠実ととられるような行為をしないこと。
- (4) 料金を受領したときは、料金表及び通し番号を付した領収書を発行すること。領収書には、宛名、年月日、数量及び金額を明記の上、営業所印及び担当者印を押印すること。
- (5) 年末年始、盆等に休業するときは、緊急時の作業体制を確保した上で、休業期間と緊急時連絡先を市に文書で報告すること。

### 2 し尿処理施設への搬入

- (1) し尿及び浄化槽汚泥は、種類ごとに山口市環境センター（徳地地域で収集したし尿及び浄化槽汚泥は防府市クリーンセンター）に搬入し、係員の指示に従って投入すること。
- (2) 山口市環境センターに搬入する際は、田屋島地区を収集するときを除き、市道平井西小郡線（地図参照）を通行しないこと。



## 処分業に係る遵守事項

一般廃棄物の処分にあたっては、以下の指示事項を遵守してください。

### 1 一般廃棄物の処分の基準

- (1) 廃棄物処理法施行令第3条第2号の規定（一般廃棄物の処分の基準）に従って適正に処分を行うこと。また、保管については、収集運搬の積替保管の基準（7ページ参照）に従って適正に保管を行うこと。
- (2) 一般廃棄物の処分にあたっては、再使用、再生処理及び熱回収に努めること。

### 2 市外からの一般廃棄物の受入れ

市外からの一般廃棄物を受け入れようとする場合は、あらかじめ市に協議し、認められた場合にのみ受け入れること。

### 3 帳簿の備付け

事業所ごとに、次の事項を記載した帳簿を備え付け、毎月末までに前月中における事項について記載を終えておくこと。また、この帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。

- ① 受入れ又は処分年月日
- ② 受入先ごとの受入量
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

### 4 実績報告

毎年度の処理実績について、翌年度の4月末までに報告書を市に提出すること。

### 5 その他

- (1) 次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市に報告すること。
  - ① 一般廃棄物の処理に関し、事故等が発生した場合
  - ② その他生活環境の保全上又は公衆衛生上、重大な影響が生じた場合
- (2) 処理施設、資機材及び従業員の服装等は清潔に保つこと。
- (3) 各種法令を遵守するとともに、住民に迷惑をかけたり、住民からの信頼を損なったりするような行為は厳に慎むこと。
- (4) 一般廃棄物処理業許可証は、営業所（事務所）内の見えやすいところに掲示すること。
- (5) その他市長から指示があった事項を遵守すること。

## 一般廃棄物処理業の許可に関する手続き

### 1 申請・届出事項

種類	内容	区分	申請・届出時期
新規許可申請	新規許可申請	収集運搬	許可を受けようとする日の45日前まで
		処分	
更新許可申請	更新許可申請	収集運搬	許可期限日の <u>3か月前から45日前まで</u> の間
		処分	
変更許可申請	積替保管場所の追加、変更	収集運搬	<u>追加、変更前</u>
	処理施設の新設、増設、更新、移設	処分	<u>事前相談</u> の上変更前
	事業範囲（取扱い廃棄物、許可対象区域）の追加	収集運搬	<u>事前相談</u> の上変更前
		処分	
変更届	氏名（屋号）又は法人の名称変更	共通	変更後10日以内
	法人の代表者変更、役員就任	共通	変更後10日以内
	事務所の移転	共通	変更後10日以内
	車両の追加、変更	収集運搬	<u>追加、変更前</u>
	車両の廃止	収集運搬	廃止後10日以内
	積替保管場所の廃止	収集運搬	廃止後10日以内
	処理施設の廃止	処分	廃止後10日以内
	事業の全部もしくは一部の廃止	共通	廃止の30日前まで
	欠格要件に該当した場合	共通	欠格要件に該当するに至った日から2週間以内
再交付申請	許可証（登録証）の再交付	共通	随時

※ 法人の合併、個人の法人化・事業承継については、形態等により手続きが異なるため、事前に相談してください。

※ 申請・届出の様式・必要書類等については市ウェブサイト（表紙）を参照してください。

### 2 申請手数料

種類	金額
新規許可申請、更新許可申請	5,200円
変更許可申請、再交付申請	1,500円
変更届	無料

## 不適正処理の防止

### 1 よくある違反例

(1) 産業廃棄物の市処理施設への持込み

産業廃棄物を市の処理施設に持ち込んだ場合は、不法投棄にあたります。一般廃棄物に産業廃棄物が混入することがないようにしてください。

(2) 許可された場所以外での積替保管

排出場所で積み込んだ一般廃棄物を、許可された積替保管場所や処理施設以外の場所に降ろした場合は、不法投棄にあたります。

(3) 市から許可された条件の範囲を逸脱した収集運搬

市から許可された条件の範囲（取扱い廃棄物の種類、許可対象区域など）を逸脱して収集運搬を行った場合は、無許可営業にあたります。

(4) 許可車両以外での収集運搬

許可を受けていない車両で収集運搬を行った場合は、無許可営業にあたります。車検等に伴う代車を一時的に使用する場合でも、必ず車両の変更届を行ってから収集運搬してください。

(5) 再委託

請け負った廃棄物処理を他の許可業者に委託してはいけません。自社の能力を超えた仕事を請け負わないようにしてください。

(6) 名義貸し

他の業者に自己の名義を貸して、廃棄物処理させてはいけません。

### 2 行政処分等

(1) 報告の徴収（法第 18 条）

市長は、一般廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物の処理等に関して必要な報告を求めることができます。

(2) 立入検査（法第 19 条）

市の職員は、一般廃棄物処理業許可業者の事務所、事業場、処理施設に立ち入り、一般廃棄物の処理等に関して帳簿書類その他の物件を検査することができます。

(3) 改善命令（法第 19 条の 3）

市長は、一般廃棄物処理基準違反があった場合、一般廃棄物処理業許可業者に対して、処理方法の変更などの必要な措置をとるよう命じることができます。

(4) 措置命令（法第 19 条の 4）

市長は、一般廃棄物処理基準違反があり、生活環境の保全上支障が生じたとき（又は生ずるおそれがあるとき）は、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置をとることを命じることができます。

(5) 事業の停止等（法第7条の3）

市長は、一般廃棄物収集業許可業者が次のいずれかに該当するときは、事業の全部もしくは一部の停止を命じることができます。また、次の②及び③に該当するときは、許可を取り消すことができます。

- ① 廃棄物処理法に違反する行為をしたとき
- ② 事業に使用する施設又は事業者の能力が、基準に適合しなくなったとき
- ③ 当該許可に付した条件に違反したとき

(6) 許可の取消し（法第7条の4）

市長は、一般廃棄物処理業許可業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消さなければなりません。

- ① 欠格要件に該当したとき
- ② 廃棄物処理法に違反し、情状が特に重いとき
- ③ 事業停止命令に違反したとき
- ④ 不正の手段により許可を受けたとき

### 3 罰則

廃棄物処理法の違反行為に対しては、主に次のとおり **刑事罰が科せられます**。

(1) 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科

不法投棄、焼却禁止規定違反、無許可営業、事業停止命令違反、名義貸し禁止規定違反、措置命令違反など

(2) 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれの併科

再委託禁止規定違反、改善命令違反など

(3) 6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又はこれの併科

欠格要件該当届出義務違反など

(4) 30万円以下の罰金

帳簿備付け義務違反、事業廃止・変更届出義務違反、立入検査拒否、報告拒否・虚偽報告など

罰則には「両罰規定」があり、違反行為の実行者が処罰されることは別に、その事業主である法人又は個人にも罰金刑（法人は最大で3億円以下の罰金）が科せられます。このような事態を招かないためにも、常日頃から社員教育を徹底しておくことが重要です。